

## 桂川町長交際費の支出及び情報公開に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、桂川町長及びその代理者（以下「町長等」という。）が、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲、支出基準及び支出内容の公表について、必要事項を定めることにより、行政運営の一層の透明性を図ることを目的とする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桂川町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 桂川町政の伸展に功績があったもの
- (3) 桂川町側の過失による事故等にあったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める経費に支出することができるものとする。

- (1) 会費 各種団体の年会費、町長等が出席する会費制の懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 慶祝 町長等が出席する慶事、総会、各種行事等に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀、初盆における香典、供花等の支出に係る経費
- (4) 見舞 病気、事故見舞時に係る経費
- (5) 贈答 町政運営上必要な相手への土産代又は記念品代に係る経費
- (6) 協賛 公益性が高く趣旨に賛同できる経費
- (7) 激励 公益性を高める団体又は個人を激励するために係る経費
- (8) 接遇 町政運営上必要と認められる場合の接遇に要する経費
- (9) その他 町政運営上、町長が特に支出する必要があると認められる経費

(交際費の額)

第4条 交際費として支出する額は、別表1に定める額とする。

(公表)

第5条 町長は、次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- (1) 支出月
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第6条 交際費の公表は、支出した交際費について、当月分を翌月の末日までに桂川町ホームページへの掲載により行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 交際費の公表にあたっては、桂川町個人情報保護条例（平成17年桂川町条例第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な基準は、別に定める。

## 附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

別表1(第4条関係)

区 分		金 額
会費		実 費
慶祝	祝儀又は生花	祝儀は 10,000 円以内 ※ 生花は 40,000 円以内
弔慰	香典又は供花	別表2に定める額
見舞	病気見舞	10,000 円以内の金品
	事故見舞	5,000 円以内の金品
贈答	手土産・記念品	10,000 円以内の品
協賛	協賛金又は生花等	協賛金は 30,000 円以内 生花は 40,000 円以内 名刺広告は 20,000 円以内
激励	激励金	30,000 円以内
接遇	懇談会費	一人 6,000 円以内
その他	上記のほか、町政運営上町長が特に支出を認めるもの 社会通念上、認められる額	

※ 祝儀は、町長その他、副町長等複数出席する場合は、一人につき 10,000 円を超えない範囲で加算できるものとする。

別表 2

## 慶弔範囲及び金品の額

区分	職名等	本人		配偶者		子		父母 (義理・別居を含む)	
		品名	金額	品名	金額	品名	金額	品名	金額
A	常勤特別職(教育長を含む) 議会議員	花輪 1本 御霊前	25,000円 10,000円	生花 御霊前	15,000円 5,000円	御霊前 御霊前	5,000円 5,000円	御霊前 御霊前	5,000円 5,000円
B	一般職員	生花 御霊前	15,000円 10,000円	御霊前	5,000円	御霊前	5,000円	御霊前	5,000円
C	消防分団長以上・農業委員 議会の同意等を必要とする委員	生花 御霊前	15,000円 5,000円	—	—	—	—	—	—
D	行政区長	生花	15,000円	—	—	—	—	—	—
E	上記に係る初盆会	A~D	3,000円	A・B	3,000円	—	—	—	—

備考 議会の同意等を必要とする委員 ○選挙管理委員会委員 ○教育委員会委員 ○監査委員 ○固定資産評価審査委員会委員